

市民の声と市の回答

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課	回答日
1	舗装について	町内でまだ舗装されていない所があります。ここに現場を調査の上、講じてくださいますようお願いいたします。	御要望いただきました道路につきましては、大部分が当市管理の法定外道路となっておりますが、一部には私有地が混在しております。それに加え、家屋が3軒となっており、利用者も限定され、早急な整備が必要な路線という位置付けとはなっていないことから、現状のとおり維持管理に努めたいと考えております。住民の皆様には御不便をおかけしますが、御理解を賜りたいと存じます。	都市整備部 土木維持課	10月1日
2	歩道の街路樹	中央から青森方面の道をよく利用するんですが道路脇の街路樹スペースの雑草やすすきのせいでとても景観が悪く道路に出る際、左右の確認がしづらいのでなんとかできないでしょうか？	お問い合わせのありました道路は、おそらく県道272号下北停車場線または県道176号赤川下北停車場線のことと思われる。こちらを確認したところ、お申し出のとおり植樹帯から草やすすきが伸びておりましたので、県道を管理する青森県下北地域県民局へ情報提供を行いました。今後とも、日々のパトロールと道路管理に努めて参りますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備部 土木維持課	10月16日
3	道路舗装と雑草刈り取りについて	もう15年以上20回以上の同じような要望になりますが、決まって道路と排水路は〇〇と境界が解決されない限り、工事は出来ないとの回答で終始しておりますが、付近を売却した業者は、間違いなく道路も排水溝も出来ると話します。市側も書類を開示して納得させて下さい。雨が降ると大きな穴がいくつも出現し、歩行者には特につらくありません。どうか良き回答を期待します。市長！！一度会いたいです。	当該要望箇所につきましては、境界が確定していない筆界未定地となっており、筆界未定地の整備を行いますと、境界が確定する際に設置した側溝の一部などが相手方の土地に入っていた場合土地境界の係争となるなどの問題が生じる可能性があります。このため、当該要望箇所につきましては、土地問題が解決するまで工作物を設置するなどの道路整備は行えない状況にありますことから、引き続き土地問題の推移を見極めるとともに、砂利道補修や素掘り水路の草刈りなどの維持管理に努めてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。	都市整備部 土木維持課	10月18日
4	むつ市の交通公園について	転勤族のため、自転車購入(所持)に二の足を踏んでしまう中、自転車の練習を気軽にできてうれしいです。ぜひ継続してほしいです。そして、できたら交通公園の中のラインの引き直しもぜひ予算を取ってほしいです。	交通広場では自転車の練習やバッテリーカーの運転体験ができることから、子どもの遊び場として、市民はもとより、帰省した子どもから楽しみにしているとの声をいただいております。施設の老朽化によって御不便をおかけしておりますが、市といたしましても市民の皆様の交通安全思想の普及のための大切な拠点として認識しているところです。今後も皆様が気持ちよく利用していただけるようにライン引きも含めた環境整備に努めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。	市民生活部 環境政策課	10月18日
5	横断歩道及び一時停止線の整備について	以前にも市民の声において要望があったところですが、横断歩道や一時停止線の整備が遅々として進んでいないように感じます。学校の付近からという声も聞こえてはいますが、市内には完全に消えてしまっているところもあります。市担当の中央線整備等はよくされているようですが、公安(警察)担当の整備はなぜ進まないのでしょうか。むつ警察署では、横断歩道の位置に歩行者がいる際の一時停止を取り締まっているようですが、まずは整備をしっかりとしてほしいです。個人的に公安(警察)に要望を出してもおそらく採用されないと思いますので、市からの強い働きかけをお願いしたいと思います。また、旅行者のための右左折表示もしっかりとお願いします。	横断歩道や一時停止線の整備につきまして、管轄でありますむつ警察署交通課にも今回いただいた御意見を御連絡させていただきました。市が管轄するものにつきましてもパトロールを実施し、引き直しを進めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。	市民生活部 環境政策課	10月18日

6	まちづくり活性化、福祉制度の見直し	<p>むつ市内のイメージは、シャッター街が多く昔のような賑わいがない。賑わいがあるのは、田名部祭りなどの大イベントがある時のみ。市内の整備・建設について市ではどのようにお考えでしょうか？  僕が感じた事はまず、市内にドラッグストアが多すぎだと思います。コンビニが少ないので増やしてほしい。特にバイパス沿い。若者やお年寄りが楽しめる娯楽施設があれば良い。ボーリング場・映画館・ゲーセンが一体化した施設など。  むつバイパス沿いに、ファストフード店やレストランを建設してほしい。だいたい中央あたりに飲食店が建設される事が多く、車がない市民にとっては行くのが大変です。バイパス沿いは現在、一心亭とステーキワンがありますが、肉系ばかりです。  バイパス沿いは空き地がけっこうあるので、飲食店やコンビニの建設をしてほしいです。マクドナルドは中央にしかないので、バイパス沿いにもマクドナルドがあってほしい。ラーメン店や牛丼店、回転寿司店も建設してほしいです。バイパス近くにランドホテルもあるので、飲食店が増える事で宿泊客も利用しやすくなりますし、バイパスは交通量も多いので、ドライブスルーができる飲食店があれば便利！期待しております。  福祉制度についてですが、障害者福祉手当を障害者の等級関係なく支給するべきだと思います。軽度の障害者だけ手当がないのは理解できません。自立をしている障害者の中には、一人暮らしをしている方もいます。僕もその一人です。物価高の中、節約をしながらギリギリの生活をしています。障害者年金でのやりくりです。  障害者に対する福祉サービスが、もっと充実してもらえたら助かります。一人暮らし世帯への家賃補助、障害者福祉手当の見直し、税金（国民健康保険税・市民税・国民年金保険税）などの減免・免除など。むつ市民が安心安全に暮らせる。福祉などが充実して、お年寄りや障害者が安心安全に暮らせる。空き地などを有効活用し、飲食店や娯楽施設を増やし、若者からお年寄りまで楽しく過ごせる。そんなむつ市になってほしいです。期待しております。</p>	<p>【市内の整備・建設について】  市内の整備・建設についての市の考えであります。市では、人口減少や高齢化社会が進行する中においても、公共交通、インフラ整備、公共施設の配置及び土地利用の適正化を図りながら、安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進を目指しています。  そのため、「むつ市立地適正化計画」を策定し、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約する「都市機能誘導区域」を田名部・中央・下北・若生・柳町・大湊・大畑の7地区に定め、地区ごとに地域の特性や交通利便性等を考慮し、その立地を誘導すべき「誘導施設」を定めています。  御要望のありました小売店につきましては、店舗部分の床面積が500㎡以上の店舗を全ての「都市機能誘導区域」における「誘導施設」として定めており、市としましては、各都市機能誘導区域において、小売店の維持・誘導を図る方針としております。  また、都市計画として用途地域及び特定用途制限地域を定めておりますが、国道279号バイパスや国道338号バイパスを含む幹線道路沿道につきましては、住環境の保全を考慮しながら、比較的緩やかな用途地域及び特定用途制限地域を定めております。  このような中、全国チェーンの小売店や飲食店の新規出店もたびたび見られますが、小売店や飲食店、娯楽施設等の新規出店は民間事業者が決定するものであり、人口減少が進む中において、商圏人口をはじめとする地域の特性が新規出店の重要な要素となることは周知の事実であります。  市としましては、人口密度や建物用途の状況、民間事業者の動向等を踏まえ、都市計画の見直しや立地適正化計画の推進に取り組むほか、都市機能誘導区域やその周辺における安全・安心で暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進してまいりますので、今後とも御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。  (担当:都市計画課)</p> <p>【福祉制度について】  福祉制度につきまして、市では、国制度に基づき、重い障害のある方など、在宅において常時介護を必要とする方へ特別障害者手当または障害児福祉手当を支給しているところです。〇〇様から御意見のありました障害者福祉手当につきましては、各自治体で給付制度を設けているもので、青森県では給付制度がない現状にあり、また家賃補助もありませんが、生活が立ちゆかない場合は生活保護制度も活用できますので、市生活福祉課へご相談くださいようお願いいたします。  市としましては、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の充実へ努め、障害のある方の自立支援に取り組んでまいりますので、御理解賜りたいと存じます。  (担当:総合福祉課)</p> <p>【国民健康保険税・市民税の減免について】  国民健康保険税・市民税の減免につきましては、徴収猶予、納期限の延長等を実施しても納付が困難であり、収入又は所得及び資産の減少、医療費の激増、災害等で著しく資力を喪失したことにより生活困窮に陥った者又は担税力の乏しくなった者に適用されます。  減免に係る調査及び減免する額の決定に当たっては、市税務課または各分庁舎担当課での納付相談のあとに訪問調査を行うことで、適正な減免を可能としておりますので御了承ください。  (担当:税務課)</p>	<p>都市整備部 都市計画課</p> <p>福祉部 総合福祉課</p> <p>財務部 税務課</p>	10月30日
7	標識の場所について	<p>市立第一田名部小学校西側に位置する標識の場所を変えてもらうことはできないでしょうか。  狭い道路が余計に狭くなってしまうので、邪魔にならない場所に移動してほしい。</p> <p>FLAT-ふらっと-</p>	<p>要望をいただいております道路標識についてお答えいたします。  まず、公道への道路標識の設置は法令により設置者が定められており、今回御要望のあった標識は青森県公安委員会が設置者となります。  現在、当市道路担当課と青森県公安委員会(警察)とで取り扱いについて協議中です。進捗がありましたら報告いたしますので、お待ちください。</p>	<p>市民生活部 環境政策課</p>	10月30日